

ケアハウス「いこいの里」

入居契約書

社会福祉法人五城目やまゆり会

ケアハウス「いこいの里」

入居契約書

社会福祉法人五城目やまゆり会ケアハウス「いこいの里」施設長（以下「甲」という。）は、入居者_____（以下「乙」という。）との間において、次の通り契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるよう、この施設を利用させること、およびこの契約の定める各種サービスを提供することを約し、乙は甲に対し信義を守り、誠実にこの契約を履行することを約します。

（施設の管理運営）

第2条 甲は、必要な職員を配置して、乙の日常生活に必要な諸業務を処理するとともに、建物および付帯施設の維持管理を行います。

（遵守義務）

第3条 乙は、甲の提示する管理規程、入居者心得、およびその他の諸規程を遵守するものとします。

（各種サービス）

第4条 甲が、乙に対し提供するサービスは、次のとおりとします。

1. 食事の提供
2. 入浴の準備
3. 生活相談と助言
4. 緊急時の対応

（食事の提供）

第5条 甲は、乙に対し、1日3食の健康に配慮した食事を、食堂において提供します。特に医師の指示がある場合は、その指示により特別の食事を提供します。

（入浴の準備）

第6条 甲は、常に入浴設備を良好に管理し、定められた日時に乙が利用できるよう、入浴の準備をします。

(生活相談と助言)

第7条 甲は、乙から要望があれば、常時、各種の生活相談に応じ、適切な助言と、必要に応じて行政および関係機関への紹介や手続きの援助を行います。

(緊急時の対応)

第8条 甲は、乙が急病もしくは火災等、緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮します。

2. 乙の責めに帰すべき理由により生じた事故については、甲はその責めを負わないものとします。

(生活援助)

第9条 甲は、乙が入居後、日常生活上の特別な介護を必要とする状態となった場合は、適切な在宅福祉サービスが利用できるよう、所要の措置をとるものとします。この場合の費用は乙の負担とします。

(健康管理)

第10条 乙は、平素から健康には十分留意し、異常があれば速やかに申し出るとともに、かかりつけ医の診察を受けるものとします。

2. 乙は、毎年、自ら進んで健康診断を受け、その結果を書面により、甲に報告するものとします。

(レクリエーション)

第11条 甲は、乙の日常生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うとともに、乙が自主的に、趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、その適正と思われる行事に協力し、便宜を供します。

2. 乙は、甲が実施する各種行事やレクリエーションに参加し、積極的に他の入居者との交流を図るものとします。

(利用料等)

第12条 甲は、国の定める基準に従って算定した利用料の額について、前月分の生活費、事務費を合算した額を、毎月5日までに乙に通知します。

2. 前項のほか、甲は、利用者の使用にかかわった前月分の電気等の使用料を乙に請求することができます。

3. 特別なサービスに要した費用は、その実費を乙の負担とします。

4. 甲は、国の定める基準が途中で変更した場合は、それに従い、利用料の差額を、乙に請求するものとします。

(利用料等の納入)

第13条 乙は、前条の利用料、使用料等の通知を受けたときは、毎月10日までに、現金で支払うか、または甲が指定する金融機関の口座に支払うものとしてします。

(資料の提供)

第14条 乙は、入居時および毎年、利用料認定に要する次の書類を必ず甲に提出するものとしてします。

(1) 収入額の認定に必要な書類

イ. 前年分の所得税の確定申告書の写し

ロ. 確定申告のない場合は、年金通知書の写し、または所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類

(2) 必要経費の認定に要する書類

イ. 租税、医療費、社会保険料等の領収書

ロ. その他の必要経費を証明できる書類

(3) その他、甲が指定する書類

(身元保証人)

第15条 乙は、入居時に身元保証人2名をたてるものとしてします。

2. 身元保証人のうち、少なくとも1名は秋田県内、または近県に居住するものとしてします。

3. 身元保証人は、乙に債務不履行があったときは、この契約から生ずる一切の金銭債務について連帯して履行の責を負うとともに、必要な時は乙の身柄を引き取る責任を負うものとしてします。

4. 乙は、身元保証人が住所、または氏名を変更したとき、および死亡等により身元保証人を変更するときは、その旨を速やかに甲に通知するものとしてします。

(改修、模様替え等の制限)

第16条 乙は、原則的に居室内の補修、改修、造作、模様替え等をしてはいけません。

2. 乙は、特殊事情によりやむをえず、その居室の補修、改修、造作、模様替え等をするときは、甲に対し、あらかじめ書面によりその内容を届け出て承認を得るものとしてします。その費用は乙の負担とします。

(原状回復の義務)

第17条 乙は、目的施設およびその備品について、乙の責に基づき汚損、破損もしくは滅失したとき、または甲に無断でその居室の原状を変更したときは、直ちに乙の費用により原状に回復するか、または甲が定める代価を支払わなければならないものとします。

2. 乙は、この契約を解除または終了した場合において、乙の居室を甲に明け渡すときに、修理もしくは取り替えを要する場合には、その費用は乙の負担とします。

(賠償責任)

第18条 天災、事変その他の不可抗力および火災、盗難、暴動あるいは外出中の不慮の事故により、乙が受けた損害、災害については、甲は一切の賠償責任を負いません。ただし、甲の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

(長期不在)

第19条 乙がその居室を1ヵ月以上不在となる場合には、乙が甲に対し、あらかじめ書面によりその旨を届け出るとともに、各種費用の支払、居室の安全、連絡方法について甲と協議するものとします。

(立ち入り)

第20条 甲は、急病もしくは火災等、緊急避難を要する事態が発生した場合のほか、居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められるときは、乙の承認を得ることなく居室に立ち入ることができます。

(契約の解除)

第21条 甲は、乙が次の各号に該当したときは、2ヶ月間の予告期間において、この契約を解除することができます。

1. 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れがあるとき
2. 金銭の管理、各種サービスの利用について、自身で判断できなくなったとき
3. 個別の日常生活上の援助、または介護を必要とする状態であるにもかかわらず、それらを受けようとしない場合
4. 利用料その他の費用の支払いを怠って、その滞納額が3ヶ月分に達したとき

5. 不正の手段によって入居したとき、および提出書類等で虚偽の事項を申告した場合
 6. その他、この契約の条項に違反したとき、および入居者心得に違反し、甲の指示または指導に従わないとき
2. 乙は、契約を解除しようとするときは、30日以上予告期間をもって、甲の定める契約解除届を甲に提出するものとします。
 3. 甲は、乙が病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、乙と協議のうえ、この契約を解除することができます。

(契約の終了)

第22条 この契約は乙が死亡したときに終了します。

2. この場合、甲は、乙の所有物を善良な管理者の注意をもって保管し、乙の身元保証人に連絡して一切の処理をさせるものとします。
3. 乙の身元保証人は、乙が死亡した場合は、速やかに乙の身柄を引き取るとともに、30日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければなりません。
4. 明け渡しの期日が過ぎても、なお置き残された所有物については、乙はその所有権を放棄したものとみなし、甲において処分できるものとします。

(契約の期間)

第23条 契約の期間は、この契約を締結した日から満2年間とします。

2. ただし、甲、乙ともに契約継続の意思がある場合には、前項の終了が、ただちに契約の解除および契約の終了を意味するものではありません。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲、乙協議し、誠意をもって処理するものとします。

上記の契約を証するため、本契約書4通を作成し、甲、乙、身元保証人（2名）が記名捺印のうえ、それぞれ各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

施設長（甲）

住 所 秋田県南秋田郡五城目町上樋口字樽沢137番地
ケアハウス「いこいの里」

施設長 石 井 正 子 印

入居者（乙）

住 所 秋田県南秋田郡五城目町上樋口字樽沢137番地
ケアハウス「いこいの里」

氏 名 印

身元保証人

住 所

氏 名 印

身元保証人

住 所

氏 名 印